□□□が設置する防犯カメラの設置及び運用基準

「管理規程」の参考例

（目的）

第１条　この運用基準は、□□□が、×××地域に設置する防犯カメラについて、犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適正な管理運用を行うことを目的とする。

（防犯カメラの設置の目的）

第２条　本運用基準で定める防犯カメラは、×××地域における犯罪の防止のために設置

する。

（防犯カメラの設置の概要）

第３条　防犯カメラは、次に掲げる場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 所在地 |
| １ | 富士宮市○○町○○番地　地先 |
| ２ | 富士宮市○○町○○番地　地先 |

２　モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 富士宮市○○町○○番地 |
| 建物等名称 | ○○○○○集会所 |

（防犯カメラの設置及び運用）

第４条　防犯カメラの設置及び運用に当たっては、設置の目的を達成するために設置箇所

及び撮影範囲が必要最小限になるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

２　防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

(2)　設置者の名称

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第５条　設置者は、その適正な管理を図るため、管理責任者を指定する。

２　管理責任者は、○○○○（※職・氏名を記載）とする。

３　管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の視聴等を行う操作担当者（原則として管理責任者とは別の者）を指定する。

４　操作担当者は、○○○○（※職・氏名を記載）とする。

５　画像を閲覧できる者は、管理責任者、操作担当者のほか、○○○○（※必要な者の職・氏名を記載）とする。

（画像の保存及び取扱い）

第６条　設置者、管理責任者及び操作担当者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏え

い、滅失、き損、流出、改ざん防止

等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1)　画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。

(2)　画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第７条に定める場合

を除き、外部に持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。

(3)　画像の保存期間は、○○（※最大１か月以内の必要最小限の期間を設定）とする。

(4)　保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。

(5)　画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

（画像の利用及び提供の制限）

第７条　設置者等は、画像を第２条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、画像の提供を求めるときは文書による要請に限る）

(3)　人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4)　画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(5)　設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

（苦情等の処理）

第８条　苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（その他）

第９条　設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

２　この基準に記載されていない事項については「富士宮市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附　則

この基準は、令和　年　月　日から施行する。